

第4号様式

配慮書案についての 意見に対する見解書提出書

(宛先) 京 都 市 長	令和4年12月19日
事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 390-2 Question 内 東京都千代田区外神田四丁目 14-1	事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都駅東南部エリアプロジェクト有限責任事業組合 代表組合員 チームラボ株式会社 職務執行者 猪子 寿之 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 代表取締役社長 辻上 広志

京都市環境影響評価等に関する条例第12条の規定により、別添のとおり環境配慮の観点からの意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書面を提出します。

対象事業の名称	(仮称) 京都駅東南部エリアプロジェクト (チームラボミュージアム京都ほか) 建設事業				
連 絡 先	所在地	京都市中京区河原町御池通下る下丸屋町 390-2			
	担当者	所属	京都駅東南部エリアプロジェクト有限責任事業組合 代表 チームラボ株式会社	電話番号	■■■■■■■■■■
		氏名	■■■■■■■■■■	F A X	
※受付年月日	年 月 日			※整理番号	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

注2 ※の欄には記入しないでください。



環境配慮の観点からの意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解

「(仮称)京都駅東南部エリアプロジェクト(チームラボミュージアム京都ほか)建設事業に係る配慮書案」について提出された意見書の件数は1件であり、環境配慮の観点からの意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解は、下記のとおりです。

環境配慮の観点からの意見の概要	意見に対する事業者の見解
配慮書案 p38～p39 計画地及びその周辺の配慮施設(病院、福祉施設)について 法的には、病院、介護老人福祉施設、ケアハウス、特養老人ホーム、老人福祉センター、図書館等への配慮が義務化されているのかと思いますが、この地域は特定非営利活動法人の運営する福祉施設、とりわけ障害者の通所施設や入所施設も多数存在しています。施設周辺では、日常的に車椅子ユーザーが行き交うことも多く、施設建設による生活環境の変化にあたっては相応の配慮が必要になってくると考えます。 参考までに、WAM NET 障害福祉サービス等情報検索サイトの「京都府京都市南区」で検索したときの福祉施設一覧図を添付します。重複もありますが、南区にある171事業所が掲載されています。(2022.11.21 閲覧) 以上、住民意見であり、当該地域の福祉事業所からの意見とさせていただきます。	事業の実施においては、工事中だけでなく供用後についても、周辺の福祉施設等に対する配慮は重要であると考えております。 施設の建築にあたっては、病院、介護老人福祉施設、ケアハウス、特別養護老人ホーム、老人福祉センター、図書館等に限らず、公園や学校などをはじめ、周辺施設の利用実態を把握し、周辺環境への配慮を行う方針であり、具体的には以下の配慮を検討しています。 ・ 工事中においては、周辺施設の利用実態を考慮した交通整理員の配置による工事用車両の搬出入の管理及び安全確保を行います。 ・ 施設の供用後、運営においては、道路の占有が起らないよう来館者の待機場所を敷地内で確保します。 ・ 公共交通の利用を促すことで、自動車の増加を防止します。